

愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の概要

1 これまでの取組み

国内でのBSE発生や汚染脱脂粉乳事件など、食の安全を脅かす事件が多発したことから、国は平成15年5月、「食品安全基本法」を制定しました。このことを受け、本県でも、県内の状況に応じた食の安全安心施策の総合的な推進や、危機発生の際の関係部局相互の連携強化を図るため、平成15年10月に副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」を設置し、「県内で消費される食品、県内で生産される食品は安全・安心」という食に対する信頼感を高めることを目的として、全庁一体となって取り組んできました。



2 愛媛県食の安全安心推進条例の制定

本県では、推進本部を中心として各種施策を実施してきましたが、国内はもとより県内においても産地偽装事件などが相次ぎ発生しています。このような中、平成20年12月愛媛県議会において、議員提案により「愛媛県食の安全安心推進条例」が成立し、平成21年4月1日から施行されました。

条例では、食の安全安心に関する基本理念、県、食品関連事業者、県民の責務や役割のほか、「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」（以下「推進計画」という。）の策定や食の安全安心の確保に関する施策の推進、学識経験者等外部有識者で構成される「愛媛県食の安全安心推進県民会議」（委員数10名、任期3年）の設置などが定められています。

また、推進計画の策定に当たっては、「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の意見を聴くとともに、広く県民からの意見も取り入れることとなっています。

3 推進計画の位置付け等

推進計画は、本県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項等を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるものです。

計画期間：平成22年度～26年度（5年間）

施行後3年目を目途に中間的な見直しを実施するほか、社会情勢の変化等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直すこととしています。

また、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況は毎年度議会に報告するとともに、県のホームページ等で広く県民に公表することとしています。

4 目標（スローガン）

計画目標（スローガン）

安全安心・豊かなえひめ食文化の継承

食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つであるとともに、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していくことが不可欠であることから、この目標（スローガン）を設定しました。

5 基本施策

目標の達成に向けた各種施策の基本的な方向を示すため、3つの基本施策を設定しています。

I 正確で分かりやすい情報の提供

県民の健康保護を第一に考えた食の安全安心施策を推進するため、正確で分かりやすい情報を県民に提供し、健康危害の未然防止、食の安心感の向上を図ります。

II 生産から消費に至る食の安全安心の確保

生産から消費に至る一連の各段階において、関係部局が連携して監視指導、研究開発、情報提供等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

III 関係者間の相互理解と協働の推進

食の安全安心の推進に当たり、県民の意見の反映、県や事業者からの積極的な情報公開及び関係者間の相互理解が図られる環境づくりを目指します。